

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

お知らせ／募集
相談健康
公民館
スポーツ文化
図書館
施設
教育ほか
福祉
産業振興
子育て
地域活動
ごみ・資源

お知らせ／募集
相談健康
公民館
スポーツ文化
図書館
施設
教育ほか
福祉
産業振興
子育て
地域活動
ごみ・資源

企業経営の改善を一緒に考える コンサルタントを派遣

市では、中小企業支援として経営改善のためのコンサルタントを派遣しています。中小企業診断士などの資格を持ったコンサルタントが無料で指導・助言を行います。



派遣対象 市内で1年以上業務実績がある中小企業
支援内容

- ▽面談、決算関係資料の分析、現場視察などで事業内容を把握します
- ▽口頭の助言だけでなく、報告書を作成し、書面でも助言を行います
- ▽派遣回数は年度内3回まで

申込み 産業振興課へ

お知らせ

◆わが街の商店街を応援！
「これからの商店街活性化と新しい商店街のカたち」他府県の事例に学ぶ〜
これから取り組むべき商店街の活性化に向けて、他府県の成功事例を交えながら集客力アップの手法を学ぶ
3月23日(木)午後7時〜9時

お店の魅力アップのヒントが満載



時に、産業支援ルーム(南千里丘4-35)で/定員30人/対象は市内事業者/要申込み(産業振興課へ)可・先着

【阪急京都線沿線無料ガイドツアー】



観光あるき 新幹線公園コース

4/2日(日)午前9時〜午後1時

内容 観光ガイドと一緒に、新幹線公園や味舌天満宮など市内を歩く

集合・解散場所 阪急摂津駅

定員 20人

申込み 3月6日(月)〜27日(月)に産業振興課へ(可・先着)

【摂津市物産品展示コーナー】 展示コーナーで事業をPRしませんか

事業所のPRや事業紹介のために、無料で物産品展示コーナーを利用できます。



展示場所 産業支援ルーム3階(南千里丘4-35)
展示スペース ▽大きさ=縦30cm・横72cm・幅35cm ▽重さ=5kgまで
問合せ 産業振興課へ

介護予防講座

健康寿命アップ！ みんなで楽しく 脳トレ体操

脳を活性化させる「脳トレ体操」をみんなで一緒に体験します。

身近な仲間と気軽に取り組める介護予防体操や、摂津市オリジナル体操の「摂津みんなで体操三部作」などを紹介します。皆さんお誘い合わせの上、ご参加ください。



とき 3月27日(月)

午後2時〜4時(受付1時半から)

ところ コミュニティプラザ・コンベンションホール

講師 関西大学教授 弘原海 剛氏

対象 40歳以上

定員 100人

申込み 高齢介護課へ(可・先着)

◎日常生活でも脳トレしてみませんか

- ・ウォーキングしながら「しりとり」をする
- ・運動をしながら計算する(例:「100から3を引いていく」)
- ・メモを見ずに思い出しながら買い物をする など

◆たちより体操タイム

保育所・幼稚園で、高齢者(65歳以上)が乳幼児と一緒に体操できます。



ところ	とき(3月)
子育て総合支援センター	1日〜22日の毎週水曜日 午前9時45分〜10時
鳥飼保育所	7日〜21日の毎週火曜日 午前10時〜10時15分
べふこども園	3月はお休み
とりかい幼稚園	
正雀保育所	
せつつ幼稚園	

問合せ 各園・所へ(26ページを参照)

地域で楽しく介護予防 街かどデイハウスのご利用を

街かどデイハウスでは、介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の人を対象に、介護予防のためのレクリエーションや体操、食事などの日帰りサービスを行っています。



仲間づくりや健康づくりに、ご利用ください。
とき 月・火・木・土曜日午前10時〜午後3時
ところ 街かどデイハウス「サロンせんりおか」(千里丘東2-14-13・千里丘東ハイツ1階)
利用料: 1日500〜700円※食事代含む
申込み サロンせんりおか(千里丘協立診療所内) ☎072(624)1380へ

暮らしのワンポイント

引越など、賃貸住宅を解約する時は、借りた時の原状で引き渡す「原状回復」が必要です。通常の使用で付いた壁紙の汚れや床のテール足跡の痕跡は、自然消耗と考える

問合せ 消費生活相談ルーム(産業振興課内)

られ、修復の義務はありません。穴を開けた壁紙は修復を求められませんが、耐用年数がきて汚れた壁紙は、貸主費用で張り替えます。詳しくは国土交通省の「原状回復のガイドライン」をご参照ください。
★注意すること1
契約時に、部屋の原状を確認

認ましよう。汚れや傷の箇所の確認、エアコン、トイレ、風呂などが正しく機能しているか作動させてチェックしましょう。
★注意すること2
自分が取付けた物の撤去、汚した所や付けた傷は修復が必要で、費用は敷金から賄われます。不足すれば追加金請求されますので、借主・貸主双方立ち会いのもと確認が必要となります。